

第565号  
平成22年 8月



# 広報 やわた

ホームページ  
<http://www.city.yawata.kyoto.jp/>

発行・八幡市役所 編集・政策推進部秘書広報課

〒614-8501 京都府八幡市八幡園内75 電話(075)983-1111 FAX(075)982-7988

平成22年(2010年) 7月1日現在  
人口7万4228人 前月比1人減  
男:3万6402人 女:3万7826人  
世帯 3万870世帯  
動き 出生 62人 死亡 50人  
(6月分) 転入 193人 転出 206人

広報やわたは、古紙を配合した再生紙と  
環境にやさしい植物インクを使っています



プール学習(7月15日、橋本小)

①日	②月	③火	④水	⑤木	⑥金	⑦土	⑧日	⑨月	⑩火	⑪水	⑫木	⑬金	⑭土	⑮日	⑯月	⑰火	⑱水	⑲木	⑳金	㉑日	㉒月	㉓火	㉔水	㉕木	㉖金	㉗土	㉘日	㉙月	㉚火	㉛日	㉜土	㉝月	㉞火	㉟水	㉟木	㉟金	㉟土	㉟日	

## 8月のカレンダー(予定)

平和大使が広島へ・打ち水大作戦・市民委員の募集  
第2回七夕まつり・ファミリーサポートセンター  
軽自動車等の廃車手続き・住宅の耐震改修  
人権強調月間「いじめをなくしたい」  
情報ひろば(父子家庭に児童扶養手当を支給)・あなたも一言

### 今月の 主な内容

2面 子育て・相談・生活・図書館 8・9面  
3面 保健医療福祉(健康診査・健康相談・予防接種ほか)  
4面 5面 10・11面  
5面 12面  
まちの話題(太鼓まつり・親子電気実験教室・プロによる音楽指導・子ども会議)



# 淀川三川ふれあい交流 第2回七夕まつり

8月7日(土)  
～9日(月)

8月8日(日) ▽大型カヌーEボートの体験乗船は午後1時(受け付けは正午)から ▽ステージは午後3時から

淀川三川ふれあい交流 第2回七夕まつり

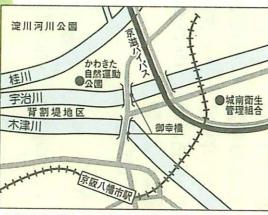
願い事を書いた短冊を付けたササ飾り。日暮れとともにライトアップされます。8日のステージもお楽しみください(写真は昨年の七夕まつり)

淀川三川合流域地域づくり推進協議会が8月7日(土)から9日(月)まで、淀川河川公園の背割堤地区で「第2回七夕まつり」を開催します。

背割堤地区は木津川、宇治川、桂川が合流する歴史・文化・自然が豊かな地域です。この地域的魅力を知ってもらうため、国土交通省や京都府、八幡市などの周辺自治体で構成する同協議会が昨年に引き続き開催します。

期間中、堤防上の遊歩道には、ササ飾りが約250mにわたって並べられ、午後6時30分から灯ろうや竹筒の明かりでライトアップ。8日(日)は和太鼓やジャズコンサートなどが行われます。また願い事記載所には発明王エジソンが八幡の竹で作ったフィラメントを使った電球(レプリカ)を展示します。家族そろってお越しください。

◆問い合わせ まちづくり推進課



※会場まで阪急大山崎駅と京阪八幡市駅からシャトルバスを運行(8日のみ)。



午後6時30分から約2000本のキャンドルが放生川を彩ります(昨年8月)

さざなみフェスティバル実行委員会が「第14回たいこ橋さざなみフェスティバル」を開催します。夏休みの思い出づくりに家族そろって来場ください。

▽日時 8月29日(日)午後3時から8時、雨天中止

▽会場 桂川河川公園のたいこ橋周辺(京阪八幡市駅より南へ徒歩3分)

※公共交通機関でお越しください。

▽内容 模擬店、ステージ、キャンドルナイトほか

◆問い合わせ 実行委員会事務局

さざなみフェスティバル実行委員会が「第14回たいこ橋さざなみフェスティバル」を開催します。夏休みの思い出づくりに家族そろって来場ください。

▽日時 8月29日(日)午後3時から8時、雨天中止

▽会場 桂川河川公園のたいこ橋周辺(京阪八幡市駅より南へ徒歩3分)

※公共交通機関でお越しください。

▽内容 模擬店、ステージ、キャンドルナイトほか

◆問い合わせ 実行委員会事務局

市ファミリーサポートセンターは、育児の援助を受けたい人(利用会員)と援助をする人(サポート会員)が互いに助け合う有償ボランティアの会員組織です。サポート活動は10月から予定。希望者は利用会員となることもあります。ただし会員登録には説明会の受講が必要です。

▽対象者(利用会員) 生後6ヶ月～10歳児の子育てをしている人

▽サポートする内容 サポート会員が次の①～③の場合、利用会員の子どもを預かります。また幼稚園や保育園の送迎もします。

## 利用会員を募集します

### ファミサポセンター

○質問  
父子家庭の支援について



◎回答 市独自の支援策を創設することは財政的に極めて困難なことから、自治体が連携して父子家庭等への支援充実を国に望きました。結果、平成

## やわたご意見 たまて箱から

◆問い合わせ 秘書広報課

皆さんのご意見、ご提案をお待ちしています。

\* \*

22年8月1日から、これまで原則、母子家庭のみであった児童扶養手当の支給範囲を父子家庭(所得制限あり)にも拡大することができました。支給申請は8月1日から受け付け。詳しくは子育て支援課に問い合わせください。

(7面に連記事)

官民協働で  
情報発信

暮らしの便利帳を発行

説明会を開催

説明会を次のとおり開催

①保育園や幼稚園の開始時または保育終了後②放課後児童クラブ終了後③冠婚葬祭や兄弟姉妹の学校行事、買い物等の外出時など

④子どもを預かる場所原則、サポート会員の自宅

※宿泊を伴う援助はできません。

▽申込み・問い合わせ 8月10日(火)から9月3日(金)まで市ファミリーサポートセンター☎971-1109へ

行経費等は広告収入で賄われ、各家庭等に無料で配布します。

◆広告の問い合わせは株式会社サイネットクスと協働式会社サイネットクス京都支店(京都市右京区西院平町25東芝京都ビル)です。

この情報誌は市の紹介や観光などの情報を満載。発

市は、暮らしに役立つ情報誌を掲載した「やわた事典」(仮称)を、広告会社の株式会社サイネットクスと協働式会社サイネットクス京都支店(京都市右京区西院平町25東芝京都ビル)で12月中旬に発行する予定です。

広告を募集

サイネットクスは情報誌「やわた事典」に掲載する広告を募集しています。

◆広告の問い合わせは株式会社サイネットクス京都支店(京都市右京区西院平町25東芝京都ビル)です。

この情報誌は市の紹介や観光などの情報を満載。発

5へ

▽昭和57年1月1日以前から存在する住宅(賃貸住宅)を除くであること。

住宅の耐震改修工事を実施した場合、その家の固定資産税額の2分の1相当額を減額します。

【減額される要件】



工事が完了した年の翌年度から平成22年1月1日から平成27年12月31日までの間に、現行の耐震基準に適合させるために改修工事を行った住宅で、「耐震改修工事」の費用の合計が30万円以上であること。

【減額の期間】

改修工事が完了した期日に、現行の耐震基準に適合させるために改修工事を行った住宅で、「耐震改修工事」の費用の合計が30万円以上であること。

【減額の期間】

## 住宅の耐震改修 固定資産税を減額

平成25年1月1日から平成27年12月31日までに改修工事が完了した年間

＊＊

ください。

## 口座振替の「利用を

工事完了の翌年度よりそこの家の固定資産税額(1/20相当分までに限る)の2分の1を減額する。

【手続き】

改修工事完了後3ヵ月以内に、固定資産税の減額申告書に①現行の耐震基準に適合する家屋であることを証明する書類(地方公共団体・建築士事務所に登録する建築士・指定確認検査機関・登録住宅性能評価機関が発行した証明書)②耐震改修工事の工事内容が記載された明細書および領収書(写し)を添付し申請して

他にも「バリアフリー改修」や「熱損失防止改修」を実施し、その改修が一定の条件に当たる場合は、固定資産税が減額されます。ただし耐震改修軽減とあわせて受けることはできません。

◆問い合わせ 資産税課

## 口座振替も 口座振替が便利

市税は納期限内に市税取扱金融機関またはコンビニ等で納付してください。納期限が過ぎた市税は督促状が送付され、徴収権限が京都地方税機構に移ります。

※京都地方税機構」とは、府と府内25市町村(京都市)を除くの税業務を行う広域連合です。

**市・府民税(第2期分)  
納期限は8月31日**



市では、市内の木造住宅を対象に、一般耐震診断を行なう耐震診断士を派遣(負担金2千円)しています。また診断の結果、危険性が高いと判定された住宅の耐震補強工事費に対する補助制度があります。

◆詳しくは都市計画課まで。

### ●70歳未満

上位所得者	一般	市民税の非課税世帯
126万円	67万円	34万円

### ●70歳以上

現役並み所得者	一般	低所得Ⅱ(※1)	低所得Ⅰ(※2)
67万円	56万円	31万円	19万円

※1 市民税の非課税世帯で、低所得Ⅰ以外の人

※2 市民税の非課税世帯で、所得が一定以下(年金収入80万円以下)の人

◆詳しくは国保医療課まで問い合わせください。

## 自己負担割合

①2割負担(平成23年3月31日までは1割):市民税の課税所得が145万円未満の人は、3割負担(現役並み所得者:同一世帯に市民税の課税所得が145万円未満の人が2人以上いる場合)で、70歳以上75歳未満の複数で520万円未満の場合で383万円未満の場合も申請により1割負担となります。

## 軽自動車等の廃車手続きはすぐに

所有している軽自動車やバイク等が盗難にあつたらすぐに盗難届を提出してください。盗難にあつたバイク等が事故等に遭遇した場合、持ち主としての責任が問われることも考えられます。このようなことにならないように、最寄りの警察署に盗難届を提出した後、市役所で廃車手続きを行つてください。また譲渡や解体などにより、バイク等を処分した場合も廃車手続きをお願いします。

◆問い合わせ 市民税課

■廃車・譲渡・盗難・解体・標識紛失・転出による軽自動車等の廃車手続きは所有者の届け出により行います。手続き先や手続き方法等は表をご覧ください。

◆問い合わせ 市民税課

車種	手続き・問い合わせ先
●原動機付自転車 (総排気量125CC以下)	印かん・ナンバープレート・標識交付証明書を持参のうえ、手続きをしてください。また代理の人があらわせ市役所(市民税課)
●農耕作業用自動車 (トラクター等)	◆問い合わせ 市役所(市民税課)
●小型特殊自動車 (フォークリフト等)	◆問い合わせ 市役所(市民税課)
●ミニカー	◆問い合わせ 市役所(市民税課)
●二輪の小型自動車 (総排気量126CC以上250CC以下)	◆問い合わせ 京都運輸支局 ☎050-5540-2061
●二輪の小型自動車 (総排気量251CC以上)	◆問い合わせ 軽自動車協会 ☎075-691-6516
●三輪の軽自動車	◆問い合わせ 京都運輸支局 ☎050-5540-2061
●四輪の軽自動車	◆問い合わせ 軽自動車検査協会 ☎075-671-0928

■申込み 8月20日  
に手続きすると9月が納期  
の固定資産税(第3期分)  
から、また9月17日までな  
(第3期分)から振替をし  
ます。口座振替の申し込み  
は、市税取扱金融機関(市  
外の金融機関には申込書が  
ない場合があり)または納  
税課で行なうことができます。

◆問い合わせ 納税課

市税は納期限内に市税取扱金融機関またはコンビニ等で納付してください。納期限が過ぎた市税は督促状が送付され、徴収権限が京都地方税機構に移ります。

※京都地方税機構」とは、府と府内25市町村(京都市)を除くの税業務を行う広域連合です。

◆問い合わせ 紳士税課

市税は納期限内に市税取扱金融機関またはコンビニ等で納付してください。納